

(仮 訳)

イスタンブール声明

2010年9月16日

我々、42か国・地域の税務当局の長官は、2010年9月15日～16日にトルコ共和国・イスタンブールで第6回OECD税務長官会議（FTA）を開いた。

税務行政を取り巻く現下の経済情勢は依然として脆弱であるものの、数十年来最悪の経済危機を脱する兆しも見られる。各国政府は、本格的な経済成長の回復に向けて、公共セクターも民間セクターと同様に重要な役割を果たすことを当然期待している。我々は、税務当局が税務コンプライアンスの向上を通じた歳入確保、主要な利害関係者との建設的な対話、企業支援及び税務行政への信頼を支える規制環境への貢献により、税務当局自らの役割を果たせるよう努めている。我々は、これらの目標を達成するため国際協力の強化に努めている。

我々の議論を前進させるため、我々は、FTA参加国により任命された専門家から成るプロジェクトチームに、国際的税務コンプライアンス及び納税者サービスに係る主要な問題に関する報告書の作成を依頼した¹。我々はこれらのプロジェクトチームに対して、国際的税務コンプライアンスを更に向上させる方法を特定することに注力するよう求めた。

コンプライアンス及び納税者サービスの向上に 関する戦略をサポートするFTAのプロジェクト

- オフショア・コンプライアンス — オフショア・コンプライアンスの向上に対する更なる重点的取組
- 合同調査 — 協力(cooperation)から、国際的税務コンプライアンスの向上並びに納税者及び税務当局双方のコスト削減を目指した協調的な行動(coordinated action)への移行
- 税務コンプライアンスの向上を目的とした金融機関との協働
 - 金融危機による損失 — 金融危機による損失に係る税務リスクに対す

¹ 次の報告書は本日OECDのウェブサイトに掲載された。

- ・ 合同調査報告書
- ・ 税務当局及び金融機関のための自主的行動規範
- ・ 金融機関の損失に係る税務リスクへの対応

る税務当局及び金融機関の対処方法

- 税務当局及び金融機関が希望すれば国レベルで使用し得る、金融機関による税務コンプライアンスの向上、金融機関・税務当局間の透明性の向上を目的とした自発的行動規範の枠組みの設計
- 個人富裕層－個人富裕層の納税者に係る税務コンプライアンスに関する経験及び知識の共有
- 納税者サービス — 電子的な納税者サービスに関する最先端の成果物に関するレビュー及び行政関係事務負担の軽減、特に企業側の行政関係事務負担の軽減に関する取組の調査

FTA プロジェクトの進展

2009年5月に開催されたパリ会合以来、我々は、税務コンプライアンスを向上させるためのいくつかの領域において協働してきた。特に、我々は、税務コンプライアンスの向上を達成するためのイニシアチブの基盤を追求するとともに、整備を行ってきた。

i) オフショア・税務コンプライアンスの向上に対する更なる重点的取組

我々は、本会合において、オフショア・ノンコンプライアンスに対抗するため、多国間の取組を含む更なる緊密な協力、継続的な対話の方法について特に留意して検討した。多くの国が、オフショア・ノンコンプライアンスに重大な懸念を有しており、オフショアに資金・資産を隠匿している自国の納税者を特定したいと考えている。FTA が最近行った調査によると、190 のオフショア・コンプライアンス・イニシアチブにより数十億ドルもの未徴収の税額が明らかとなった。税務当局はまた、複雑なストラクチャーの受益者を特定する必要性も認識している。この問題に対処するべく、いくつかの国ではイニシアチブを実施している。

我々は、オフショア取引の利用による歳入の損失を取り戻し、オフショア取引がもはや適正な課税を逃れる手段としないことを確実にするプログラムに再度力点を置くことで国際協力を向上させることを意図している。我々は、二国間租税条約及び情報交換協定で現在用いられている OECD により策定された情報交換に関する国際基準の導入及び拡大された多国間執行共助条約の存在により、税務当局間の協力を大いに強化するツールが提供されていることを認識している（前回会合以降、当該基準を取り入れている 500 以上の協定が署名されている。）。

我々は、金融機関が税務仲介者として果たす重要な役割を認識し、特に金融機関の顧客のオフショア・コンプライアンス及びポートフォリオの顧客による条約特典の権利へのアクセス能力に関する金融機関の役割の重大性を認識している。我々はまた、税務当局が、(1)ポートフォリオ投資家の条約特典へのアクセスを促進するため、(2)自国の居住者の所得・資産に関して各国の間で情報交換を促進することによるコンプライアンス向上を可能にするための法的枠組みと技術的基盤の構築に尽力していることに留意する。我々は、

この分野に関する OECD²及びヨーロッパ連合にて継続中の取組に留意する。

現在のより透明性の高い環境において、税務当局は、個人のコンプライアンスの重大かつ長期的な向上を実現させる機会があると我々は考える。我々は、オフショア・ノンコンプライアンスの発見を企図したイニシアチブの経験をカタログにし、共有した。我々は、成功を収めた一国での戦略を、他国が導入する際に直面し得る障害とあわせて特定し、かつ、ノンコンプライアンスな個人やそのアドバイザーに対処するためにどのように多国間の戦略を活用し得るかについて探求した。我々は、オフショアの所得・資産をこれまで申告していない納税者による自主開示を促進するイニシアチブ³、金融機関やその他のデータ保有者から情報を入手する各国の経験、ケースワークにおいて税務当局の職員が情報交換のためのツールを効果的に活用し得る方法及びオフショア・リスクに対処する上で利用できる執行上の戦略の可能性について議論を行った。我々は、実務的及び戦略的レベルで知見とベストプラクティスを共有するための機会を増加させるため、多国間ネットワークを構築することを決定した。

ii) 協力 (cooperation) から、合同調査を通じた国際的税務リスクの管理における協調的な行動 (coordinated action) への移行

我々は、また、合同調査に更なる力点を置くことは、国際協力を推進する重要な手段となり得ることに合意した。国際的企業やグローバルに活動する個人富裕層に対する調査は、伝統的に各国別々に、あるいは同時に行われてきたが、企業、個人及び政府にとり負担の増大につながるがあった。合同調査は、かかる負担を軽減する 1 つの手段である。将来的に、これらの納税者は、FTA 参加国間における合同調査を受けるであろう。合同調査は同時調査の範囲を超えるものである。合同調査とは、2 以上の国が納税者に対して 1 つの調査を合同して実施し、全ての国が納税者から同じ情報及び説明を受けるものである。もし完全に実現されれば、合同調査は国際的税務コンプライアンスの向上とともに、納税者及び税務当局双方のコストの削減をもたらす可能性がある。

合同調査を通じた協調的な行動を支援するため、我々は、本日、合同調査の報告書及び実務ガイドを税務調査官及び戦略チームに周知すべく公表した。

² 条約特典とコンプライアンス向上(TRACE)手続き

³ オフショア自主開示：比較調査、ガイダンス及び政策提言（2010年9月、OECD）

本ガイドで明らかになった合同調査の方法及び合同調査に係る各参加者の役割に関するベストプラクティスにより、調査プロセスが促進され、またより早く確実なものとなる。参加国間による完全に協調した調査の実施により、我々は、複数の国で別個に調査が実施される場合における納税者の負担を軽減するとともに、租税法規に係るコンプライアンスの向上を目指す。

我々は、これまでの協調的調査の活動は、主として、租税条約の情報交換規定や、あるいは締結国の緊密な協力を可能とする EU 執行共助指令若しくは北欧執行共助条約に基づき実施されていることに留意した。しかしながら、これらに加えて我々は、現在、協力強化の更なる基礎を提供するとともに、国内関係法の枠内において合同調査の枠組みを形成する完全な多国間条約を有する。FTA 参加国間での国際的税務リスクの分析における更なる協力が、税務当局の執行が直面している新たなグローバル環境への有効な対応となっており、これは我々の意図するところある。

iii) コンプライアンス向上のための金融機関との協働

2009 年の金融機関に関する報告書において、我々は金融機関による税務コンプライアンスに関する透明性の促進・向上のために必要な行動を特定した。本日イスタンブールにて、我々は、この分野における税務リスクに焦点を当てた 2 つの新しい報告書を公表した。

第一の報告書は、金融危機下で金融機関が被った少なくとも 7,000 億ユーロに及ぶ損失に関連する税務リスクに焦点を当て、金融機関及び税務当局はこのリスクをどのように扱うべきかについて考察している。こうしたいくつかの国における金融機関の損失の規模、現金化が可能な潜在的な規制資本、利益及びキャッシュフロー上の便益は、金融機関の損失が関わる濫用的租税回避の結果生ずる潜在的税務コンプライアンスリスクとなることを税務当局は警戒しなければならないことを意味する。当該報告書には、リアルタイムでの関与、一層の情報開示、国際的・国内的協力など、これらのリスクを低減する様々な勧告が含まれている。我々は、当該報告書により、FTA 参加国のリスク分析プログラムを周知し、金融機関又は規制当局との協力及び適宜の合同調査など税務当局間における協力を通じて最も効果的に対応できる状況を特定することを意図している。OECD の濫用的租税回避に関する作業は、新たな濫用的租税回避に関する情報をリアルタイムに提供するものであると同時にかかる取引へ対抗する重要な戦略も特定するものであり、我々は、引き続きこれを活用する。

我々は、また、採用を検討している国々における金融機関と税務当局の関係性の指針となる自発的行動規範の枠組みを提案する、英国及び南アフリカを中心としたチームによる調査の公表を承認した。この取組に関心を持つ国にとって当該枠組みは、多くの FTA 参加国で行われてきた積極的関係の土台となるであろう。この自主規範は、透明性とオープン性を基礎とした金融機関と税務当局間の建設的な双方向の対話の枠組みを提供するとともに、濫用的な租税回避を利用又は助長しないという金融機関によるコミットメントを含むものである。税務当局は、税務戦略に係る透明性確保や情報開示に取り組む用意のない金融機関を対象とした効果的な執行強化戦略を引き続き実施するであろう。

iv) 個人富裕層

我々は、個人富裕層の税務コンプライアンスに係る経験や知識を共有するため税務当局間の専門家のネットワークを構築した。かかるネットワークにより、個人富裕層による濫用的租税回避への対抗戦略の傾向、個人富裕層がもたらす税務リスクへの組織的対処、協調戦略及び個人富裕層による過去のノン・コンプライアンスに関する自主開示イニシアチブなどの情報を共有してきた。我々は、引き続き情報を共有し、このイニシアチブへのその他の国の参加を歓迎する。

v) 納税者サービス

我々は、協力が納税者サービスへも同様に拡大することを確実にすることを決意し、全ての国における継続的なサービス向上を望んでいることを強調する。

我々は、納税者が適用可能な還付及び控除の執行に関し、スピードと正確性のバランスをとりつつ執行するための、ベストプラクティスを特定するプロジェクトを行わせた。このプロジェクトは本年度後半に完了の予定である。我々は、このプロジェクトの結論が、早期還付に対する納税者の要請と不正請求による歳入ロスの防止の必要性とのバランスを適切にとる上で、税務当局の助けとなることを確信する。

我々は、最近、各国の電子的な納税者サービスに関する最先端の成果物に関するレビューを公表しており、このレビューにより、今後税務当局が最新

技術を反映させた納税者サービス戦略を計画することが可能になると確信している。我々は、税務コンプライアンスに関する行政関係事務負担を引き続き重視している。この一環として、我々は、行政関係事務負担、特に企業側の行政関係事務負担の軽減に向けた20カ国のイニシアチブを対象とした調査⁴を最近実施し、FTA参加国が入手できるようにした。

⁴ インフォメーションノート：行政関係事務負担軽減策—フォローアップノート

その他のイニシアチブにおける進展

(i) 我々は、主要な利害関係者との建設的な対話を引き続き促進する

我々は、納税者及び税務仲介者との継続的な対話の一環として、本日、グローバル会計事務所の税務担当のヘッドとの関係を築いた。以前の会議⁵では、コンプライアンスに関する協力的アプローチに結びつく納税者との相互信頼関係の構築は、コンプライアンス向上の1つの手段であると結論づけた。依然の作業では、納税者、税務当局、税務仲介者3者間の関係を重視し、相互の信頼、透明性及び相互信頼関係を支える相互理解の重要性を強調するものであった。企業及び税務仲介者双方のコンプライアンスの向上の1つの手段としてかかるアプローチを選択した税務当局のそれぞれの経験を、我々は、共有することとする。協力的なコンプライアンス・アレンジメントを推進・促進し納税者との関係を強化することは、納税者の税務コンプライアンスの向上につながるという理解のもと、我々は、引き続き共同アプローチを公に促進させる。

(ii) 我々は、引き続き中小企業のコンプライアンスに関して、調査・アプローチの向上を図る

我々は、近年、中小企業のコンプライアンスの向上に係るグッドプラクティス及び経験をカタログ化し、当該納税者セグメントを専門とするサブグループを通じて共有することで協力している。我々は、かかる経験の共有が、従来から、また今後も、中小企業部門のコンプライアンス向上に資するであろうことに満足している。

(iii) 我々は、租税分野における強力なコーポレートガバナンスを引き続き推進する

我々は、取締役会による税務リスクの管理は良いコーポレートガバナンスの原則であるという認識を確実にすることを目指して、コーポレートガバナンスに関する規範やガイドラインを策定する責任を世界的に有する企業、規制当局及び他の機関と協力を続けている。我々の経験上、取締役会は税務ノンコンプライアンスや濫用的租税回避に関係するレピュテーションリスク及び財務リスクを認識する必要がある、取締役会はこういったリスクを評価す

⁵ FTA ケープタウン声明, <http://www.oecd.org/dataoecd/26/43/39886621.pdf>
FTA パリ声明, <http://www.oecd.org/dataoecd/29/12/42885057.pdf>

るための政策・手段を確立する必要がある。2009年パリ会合で提出された報告書（コーポレートガバナンスと税務リスク管理に関する報告書）に、3か国における税とガバナンスを関連付けた経験がまとめられており、これを更に発展させる作業のためのプロジェクトグループを形成した。

我々は、これらのプロジェクトについて、金融セクター及び技術セクター、その他の様々な民間セクターによる建設的な参加を歓迎する。FTAは、民間セクターの観点を考えることで、可能な限り作業成果の価値を高めようと努めている。

(iv) 我々は、途上国の税務行政を引き続き支援する

我々は、効果的な税務行政は、途上国における国内資源の流動化に大きく貢献すると考える。我々は、多くの途上国における税務行政を取り巻く環境はFTA参加国の経験したものとは異なることを認識している。しかし、これらの途上国の税務当局との相互作用により、FTA参加国で共有された経験やFTAが出したガイドラインは、コンプライアンス向上に関する全ての税務行政の能力強化に潜在的に資するものであることに満足している。我々は、税と開発に関するタスクフォース、一途上国における経済成長に関して税制・税務行政の可能性を完全に発揮することを目指す、OECD租税委員とOECD開発援助委員会（DAC）の共同イニシアチブに対し支援を表明した。特に、姉妹的フォーラムであるアフリカ税務行政フォーラム（ATAF）を引き続き支援する意向である。

我々は、作業を率いて我々の議論の土台となる調査に多大なる貢献をした各国長官に謝意を表す。

我々は、今回の第6回 FTA 会合を主催したトルコ政府及びトルコ歳入庁に謝意を表明する。

最後に、我々は、カルタショ長官による 2012 年 1 月の第 7 回 FTA 会合を 2012 年 1 月 18 日及び 19 日にブラジルで主催するとのオファーを歓迎する。

(別添資料省略)